平成２１年（フ）第４５４号
岡山市中区浜472番地　林病院内、住民票上の住所岡山市東区宍甘692番地
債務者　小川竜太郎
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１８４９号
広島県東広島市黒瀬町楢原551番地25、申立時の住所広島県東広島市黒瀬町楢原60番地88
債務者　中本　　勝
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７号
広島市南区段原南２丁目12番24―701号
債務者　寺本　正行
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６７９号
広島市安佐北区可部東６丁目１番23―４号
債務者　川崎みゆき（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９８８号
広島市佐伯区八幡東２丁目22番10―108号　レオパレス壱番館
債務者　栗栖　幸広
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０１９号
広島市東区福田７丁目39番９号
債務者　藤井　則子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０４９号
広島市安佐北区安佐町大字久地1185番地21
債務者　福本由香里
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２９号
香川県仲多度郡多度津町大字庄1067番地
債務者　香川　リエ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２４９号
福岡県久留米市城島町四郎丸120番地２
債務者　富田　正孝
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２６０号
福岡県久留米市小森野１丁目４番344号
債務者　西澤　　保
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６７８号
北九州市小倉南区若園２丁目13番24―203号
債務者　寺田　　仁
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７０８号
北九州市門司区大里戸ノ上２丁目19番６―41号
債務者　清末　和代（旧姓内牧）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７２４号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東２丁目16番11号
債務者　佐藤　智恵
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７６２号
北九州市門司区光町１丁目５番35号
債務者　石田　幸昌
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７６３号
北九州市小倉北区熊谷１丁目２番17号　熊谷食品センター207
債務者　本村　治男
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２１号
長崎県壱岐市勝本町大久保触1133番地
債務者　富川　祐美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第６２９号
熊本県上益城郡御船町大字御船838番地
債務者　松本　鶴亀
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２７２号
宮崎市大橋３丁目63番地
債務者　糸永　英夫
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係